

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

平成 27 年度 事 業 計 画

1. 基本方針

少子高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的な孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪徳商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした今日的な地域福祉課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

このような中、国においては、生活困窮者の自立と尊厳を確保し、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援制度」を4月から実施し、地域におけるセーフティネットを構築する取り組みを開始します。

本会もその一翼を担うべく、本会が持つ行政、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等とのネットワーク力やフットワーク力を活かしたアウトリーチの徹底により、対象者の早期発見・早期対応に努め、対象者に寄り添う【個の支援】と【個を支える地域づくり】を社協一体となって積極的に推進してまいります。

また、介護保険制度改正により、介護予防事業の一部は、地域

支援事業への移行が予定されており、地域での取り組みや活動に求められる役割は増大するため、多様な機関との連携を深め、地域全体として課題の解決力を高めていく体制づくりに取り組むとともに、「ナギの木苑」の介護予防拠点としての機能を強化してまいります。

このように、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革以降、「地域福祉の主流化」が着実に進行しているため、住民参加・協働のもと、地域での見守りや支え合い、災害時・緊急時支援活動の更なる推進を図るとともに、「第3次地域福祉活動計画」の策定を1年前倒しし、行政計画である「地域福祉計画」との一体的策定を進め、行政とのパートナーシップの強化・役割の明確化を図ってまいります。

介護保険等事業については、制度改正により引き続き非常に厳しい状況であるため、制度改正内容・将来の見通し等を十分に見極め、収支管理の徹底・経費の削減・サービスの質の向上により、適正な運営に努めてまいります。

以上のことを踏まえ、本会が住民から信頼され必要とされる社協であり続けていくために、地域福祉を推進する中核組織であることの責任や果たす役割の重要性を自覚し、健全な法人運営を図り、『誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくり』に向けた事業や活動を展開してまいります。

2. 基本計画

事業総務課 総務担当

社会的孤立や貧困の問題、権利擁護の問題など、社会情勢は大きく変容し、「生活困窮者自立支援制度」の開始、介護保険法の改正に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行、「社会福祉法人新会計基準の制定」など、本会を取り巻く大きな環境の変化に迅速・的確に対応し、更なる地域福祉活動の推進と経営基盤の強化を図るため、「第3次地域福祉活動計画」の策定と並行し「第3次経営健全化計画」の策定に着手します。

1. 第3次経営健全化計画の策定

- (1) 社会福祉協議会の使命と役割の再認識
- (2) 経営基盤の強化と健全財政
- (3) 限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的運用

2. 財源の確保

- (1) 自主財源の確保
 - ・介護保険事業等における収支意識の徹底と収支管理
 - ・利用料収入、事業収入等の拡充検討
 - ・積立資産の効率的かつ確実な管理運用
- (2) 民間財源の確保

- ・福祉会員、共同募金の職員一体となった取り組み推進

- ・寄附金収入の底上げ検討・研究

- ・民間助成金の有効活用

(3) 公費財源の確保

- ・住民から信頼頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費の確保に努めます。

- ・行政との良好で強固なパートナーシップを構築します。

(4) 経費の削減・効率化

- ・コスト意識の徹底（リデュース・リユース・リサイクル推進）
- ・限られた財源の有効活用（集中化・重点化・効率化）

3. 社会福祉法人新会計基準への対応

- (1) 新会計基準に基づいた適正な会計処理
- (2) 収益性・効率性など経営実態の明確化
- (3) 経営の透明化と情報の公開

4. 広報活動の充実

- (1) ホームページのリニューアル
 - ・平成27年3月にホームページを刷新し、情報発信と情報公開に努めるとともに、迅速・適正な更新管理を行います。
 - ・迅速、的確な各種情報の発信を行い、住民の福祉活動への理解と関心を深めます。
 - ・本会事業や地域・ボランティア活動等の紹介や報告を適宜行うことにより、社協の見える化を図り、広く住民に対し、認知度の向上と理解や協力の促進に努めます。

5. 職員の資質の向上

(1) 情報収集と発信

- ・多様化する新たな政策や制度等の情報収集と情報の発信・共有化を促進するため、各種研修等への積極的参加の推進を図ります。

(2) 資格取得の促進

- ・必要な資格取得に対する経済的・時間的支援（SDS）を行います。

6. 配食サービス受託事業

(1) 的確な安否確認

- ・日常における生活や健康状態を把握し、不在時における安否確認の徹底

(2) 関係機関との連携強化

- ・利用者や家族並びに関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時の迅速・適切な対応

(3) 安心安全な食事の提供

- ・調理委託業者と隨時協議を行うことにより、利用者ニーズに則した安心安全な食の提供

7. 貸付事業（生活福祉資金・福祉資金）

(1) 生活困窮者自立支援制度との連携

- ・相談者は、経済的理由以外の複合的課題を抱えている場合も多いため、自立相談支援機関や他機関をはじめ社協内連携を強化し対応にあたります。

- ・特に、関わりが深い「家計相談支援員」との連携を密に図り、相談者の自立支援に努めます。

(2) 相談体制の強化

- ・増加する相談者に対し、適切な対応がとれるよう、相談対応可能な職員の体制を整備します。

8. 老人福祉センター ナギの木苑（指定管理者制度）

(1) 介護予防・健康づくり事業の推進と充実

- ・介護が必要とならないための介護予防教室や健康づくり講座等を実施するとともに、各種交流会や趣味活動を通じ、元気づくり、生きがいづくり、仲間づくり活動を推進し、介護予防拠点としての機能を高めます。

(2) 安心安全な施設づくり

- ・常に、公の施設を管理運営する意識を持ち、利用者が安全かつ快適に利用できる管理体制に努めます。
- ・法令を順守した衛生管理を施すとともに、施設内巡回頻度を増やし、利用者の安全確保に努めます。

事業総務課 ケアプランサービス担当

基本理念である「利用者の自立支援」を最大に重視し、個々の利用者の要介護状態等が異なっても、一人一人がその人らしく主体性を持って自らの意思に基づき、生活維持能力を高め、質の高い生活を送ることができるよう、専門的な知識及び技術をもって適切なケアマネジメントを実施します。また、社協ならではの地域ネットワーク力を活かし、地域、保健、医療、福祉等との連携を図り、安心して在宅生活を送れるように支援していきます。

1. 自己決定、主体性、個別性の尊重

援助の全ての課程において、常に利用者の立場に立ち、利用者の自己決定と主体性、個別性を尊重し、提供される居宅サービス等が、特定の所に不当に偏ることのないよう公平中立な介護支援に努めます。

2. 利用者の自立支援

利用者が可能な限り居宅において自分の意思のままに自分らしく、自らの生活維持能力を高め、サービスを有効かつ適切に活用し、自立した生活を送ることができるよう、生活全体を捉えて利用者の自立支援と悪化の防止を促進します。

3. 総合的サービス提供と新制度対応

多様な利用者ニーズに応える為、利用者の選択に基づき、専門的

な知識及び技術をもって保健、医療、福祉サービス等が互いに連携し、総合的に提供されるよう支援します。

さらに地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度等の新制度の構築に向け、協働に努めます。

4. 収支意識の徹底と収支管理

平成27年度の介護保険制度・報酬の改正内容を十分に把握し、制度全体が目指す将来像を見極め、継続して良質な居宅介護支援を行うとともに、コスト意識の徹底と経費の削減を図り、赤字幅の縮小に努めます。

事業総務課 ホームヘルプサービス担当

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、その能力に応じ自分らしく、自立した日常生活が継続できるよう、介護・福祉の専門職として、質の高いサービスの提供に努めます。

1. 地域に密着した総合的なサービスが提供できる事業所

利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、困りごとや心配ごとの身近な相談役として、必要な相談役として、必要な支援が提供できるよう、保険・医療サービスや福祉サービス、また地域の関係機関との連携を深め、安心して信頼していただける事業所づくりに努めます。

2. 個別的な介護サービスの提供

利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況・環境を充分に把握し、ニーズにあった個別計画のもとサービスを提供し、生活の質の向上に努めます。

3. 専門的なサービスの提供と人材育成

安心で質の高い専門的介護を提供していくため、外部研修・内部研修への参加や同行訪問等を実施し、ヘルパーの知識・技術の資質の向上に努めるとともに、専門性の質の高いサービスの提供に努めます。

4. 収支意識の徹底と収支管理

平成27年度の介護保険制度等の改正内容を精査し、将来の医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を見据え、全てのホームヘルパーにコスト意識や収支意識の徹底を図り、短いサイクルでの収支管理を行い、適正な収益の確保に努めます。

5. タイムケア事業の充実

民間の放課後等デイサービス事業所が増加傾向にあり、利用者数は横ばいの状況ですが、タイムケア事業が円滑に継続して実施できるよう、人材の確保とサービスの質の向上に努め、障がい等のある子ども達が安心して長期休暇中を過ごせるよう事業の充実に努めます。

地域福祉課 地域福祉担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、地域が抱える様々な課題を地域住民の参加と協力によって支え合う地域福祉活動への支援強化に努めます。

また、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題等の相談に応じ、必要な情報提供及び支援についても、関係機関などと連携を図り取り組んでいきます。

(1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援

地区の福祉活動への支援や調整等を行うとともに、個別の相談などに対応し、解決に向けた活動の充実に取り組みます。

(2) 福祉情報の提供

- ・地区における福祉広報作成の支援
- ・福祉活動情報誌「ほっと通信」の発行
- ・地域福祉懇談会の実施
- ・情報交換会の参加

中学校校区ごとに行われる、自治会役員研修会並びに福祉委員会に参加し、各地区の福祉活動に対する助言や情報の提供

(3) 要援護者の相談援助

- ・生活課題の早期発見
- ・個別相談支援、定期訪問

- ・ふくしなんでも相談事業
 - ・生活困窮者支援事業との連携
- (4) 地域福祉活動研修の開催
- 地域福祉推進委員や民生委員を対象とした地域福祉活動研修会の開催
- (5) 活動助成金の交付
- 活動計画内容に応じた助成金の交付
- ・地域福祉活動支援助成金
 - ・事業補助助成金
 - ・ふれあいサロン助成金
 - ・子育てサロン助成金
 - ・福祉広報活動費助成金
- (6) ふれあい・いきいきサロン活動への支援
- 虚弱な高齢者の閉じこもり予防や介護予防、生きがいづくり、仲間づくりなどの活動に対する協力・支援
- (7) 子育てサロン活動への支援
- 育児不安の解消や幼児虐待防止、仲間づくりなど活動への協力・支援
2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進
- 地域での見守り・支え合いのネットワーク活動の中から、生活支援や災害時支援の仕組みづくりを推進します。
- (1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進
- 各自治会において、要援護者に対する近隣住民による日常の見守りと災害時支援の仕組みづくりから社会的な孤立を防止し、「継続的地域支援」と「個を支える地域づくり」を推進します。
- ・要援護者の実態把握
 - ・地域支え合いカード登録の促進
 - ・あんしんカードの作成
 - ・地域支え合いマップづくり
 - ・地域の自主防災組織との連携など
- (2) みまもりホットライン（企業等からの相談窓口電話設置）
- 新聞、郵便配達時や電気、水道の検針等の日常業務において、ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合の、相談や通報等に的確に対応するとともに、各種企業等との連携を図ります。
- (3) 『生活応援のお店』登録推進事業
- 日頃の買物に不便を感じている一人暮らし高齢者や障がい者等に対し、宅配できるお店の登録をすすめ、対象者に紹介・調整等を行います。
- (4) 財源確保
- サービス体制の構築と安定的な地域の自主財源確保に取り組みます。
- ・『かすがフリーマーケット in 社協』
 - ・いきいきフェスタかすがでの食品バザー出店など
3. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化
- 各地区の地域福祉活動推進支援や要援護者への把握・訪問支援等、本会との連携を強化し更なる活動の推進に努めます。

- ・役員会並びに各地区定例会の参加
 - ・4部会（高齢者、障がい者、子ども、広報・研修）活動への相談支援
4. 行政・地域包括支援センター等との連携強化
- 地域における福祉の課題や解決に向けて、支援や対応・協議を行なっていくため、行政・地域包括支援センターと更なる連携強化に努めます。
- ・安心生活創造事業会議の出席
 - ・地域福祉実務担当者会議の出席
5. 福祉団体等との連携・支援体制
- (1) 福祉団体定例会への参加
 - (2) 福祉団体事業への協力支援
 - (3) 福祉団体への助成金交付
 - (4) 福祉団体等連絡会議の開催
6. 在宅介護者支援事業
- (1) 介護を考える介護者のつどい（交流会）
在宅等で介護をしている方やこれから介護をはじめる方への交流、支援を目的に実施します。
7. 子育て地域推進事業
- (1)「春っ子ひろば」
子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育ての輪を広げ、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。
- ・年一回開催
- (2) 子ども一時預かり事業「おおきくな～れ！」
- 子育て家庭へ、心と子供へ向かい合うゆとりを育む育児支援を目的に実施します。
- ・毎月二回開催（第二、四金曜日）
8. 高齢者生きがいづくり事業
- (1) はつらつ会（高齢者生きがい対応サービス）
65歳以上の閉じこもりがちな方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。
 - ・週一回開催（木曜日）
9. 市民の福祉意識の啓発
- (1) 広報紙「しあわせ」の内容充実
 - (2) 社協パンフレットの有効活用
 - (3) ホームページのきめ細やかな情報発信
 - (4) 市民福祉講座（福祉会員促進事業）
 - (5) 精神保健福祉講座
 - (6) 乳児安全法講習会
 - (7) 福祉講演会（共同募金運動推進大会）
 - (8) いきいきフェスタへの参画
10. 福祉会員制度の拡大強化
- 地域福祉活動や在宅福祉サービスなどを実施するための、大きな財源である会費の拡大を図るとともに、あらゆる機会を通して住民への周知や理解を深めるための取り組みを推進します。

(1) 福祉会員加入促進

- ・新規会員の獲得と継続加入しやすい仕組みづくりの研究、構築
- ・会費使途の効果的PR
- ・個人、各種団体、企業、法人等会員への加入促進
- ・役職員及び評議員等組織的な取り組み強化

(2) 福祉会員協賛店登録店舗の加入促進

- ・情報更新の徹底

11. 災害時の福祉支援体制づくり

災害時における体制整備を図っていくため、「地域支え合い活動」などとの連携を活かすとともに、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

(1) 災害時の福祉支援体制づくり

- ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進
- ・春日市災害時要援護者等避難支援プラン推進の協力
- ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行

(2) 災害時における体制整備

- ・災害ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催
- ・総合防災訓練への参画

(3) 災害・緊急時支援物資の整備

- ・災害時や緊急時における支援物資（衣類、寝具類、食料品等）の整備に努めます。

12. 新地域支援構想（事業）への取り組み

介護保険制度改革に伴い、介護予防に関する取り組みが地域支援事業に移行され、市町村が中心となって介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に取り組み、住民等が参画するような多様なサービスを創出していく新たな総合事業に取り組んでいきます。

13. 地域福祉活動計画策定に向けた取組み

地域福祉活動計画の両輪である、市の地域福祉計画が修了年度を迎える、本市における地域福祉の推進にあたって、更に連携を強め役割を明確にしていくため、次期の計画策定にあたっては、一体的な計画策定に取り組みます。

14. 生活困窮者自立相談支援事業の受託

地域で築き上げてきた住民との信頼関係と行政、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等とのネットワーク力やフットワーク力を活かし、アウトリーチの徹底により、生活困窮者の自立と尊厳を確保しつつ、早期・継続的な支援や個々の状況に応じた包括的・個別的な支援を行い、生活困窮者の自立を寄り添いながら支援するとともに、「個の支援」と「個を支える地域づくり」を行います。

(1) 包括・個別的な支援

(2) 早期的・継続的な支援

(3) 分権的・創造的な支援

地域福祉課 ボランティアセンター担当

1. ボランティア活動相談・調整事業の強化

多様なボランティアニーズや課題を支援するため、ボランティアをはじめ関係機関への働きかけを行い、またボランティアのすそ野を広げるため、ボランティア活動希望者が実際の活動に結び付くよう支援します。

- (1) 活動受入れ先や依頼先との適切な調整
- (2) 活動受け入れ先や依頼先と活動者との良好な関係作りを支援
- (3) 新たな活動先の拡充
- (4) 地域に根差したボランティア活動への取り組み
- (5) ボランティアセンターの運営機能の充実・強化

2. ボランティアの活動支援

ボランティアニーズや活動が多様化する中で、NPOや市民団体・企業・大学等との連携・支援、地域のボランティア・市民活動全体の活性化を図り、連携・支援の強化に努めます。

- (1) ボランティア活動拠点の環境整備・改善
- (2) ボランティアの組織化に向けた取り組み
- (3) 住民や団体、企業等ボランティア活動の更なる推進
- (4) ボランティアルーム機能の充実
 - ・ボランティアグループ・団体等の活動や、障がい等の理由で他機関を利用しづらい人、ボランティア活動に参加するきっかけ

が見つからず活動を行えずにいる人等が、共に集い仲間づくりや居場所づくりの場として利用できるよう支援します。

(5) ボランティア活動資材の整備

(6) ボランティア保険加入促進

(7) 福祉ボランティア連絡協議会への支援と連携強化

- ・運営委員会への参加
- ・ボランティア交流会の開催（共催）
- ・リーダー研修会や学習会への支援
- ・新規ボランティアグループ等の加入促進

3. ボランティアの育成

様々な生活課題に応えるため、一定の知識や技術を必要とするボランティアの育成と活動のきっかけづくりとして、気軽に参加できる講座等を行います。

- (1) 点字ボランティア講座（全12回）
- (2) ボランティア入門講座（3地区）
- (3) 筆談サポーター1日体験講座（3回）
- (4) 災害ボランティア講座
- (5) 春日市一斉ボランティア
- (6) 傾聴ボランティア講座
- (7) 親子で始めるボランティア
- (8) ボランティアリーダー研修会

4. 広報・啓発の強化

ボランティア登録や活動につなげていく事ができるよう、情報発

信の強化、拡充に努めます。

- (1) 広報紙「しあわせ」の充実
- (2) ボランティア通信の充実
- (3) メール等による発信の拡充
- (4) ホームページの充実
- (5) 新たな情報発信機能の研究

5. 福祉学習への支援

学校や地域、市民に対し、福祉についての学習機会や教材を提供し、理解と関心及び福祉意識を高め、福祉活動への参加の動機づけを図ります。

- (1) 車いす等の体験学習支援
- (2) 当事者及びボランティアグループとの交流学習支援
- (3) 福祉用具の貸出
- (4) 福祉教育読本の配布

6. サンサンひろば事業（手をつなぐ育成会との共催）

多くのボランティアの協力を得ながら、障がいのある子とない子の地域交流事業を行います。様々な体験やレクリエーションを通じ交流することで障がいへの理解を深め、地域でのつながりや仲間づくりへの支援を行います。

- ・夏休み期間中2回（説明会・研修会含む）

7. 住民参加型移送サービスの充実

利用会員・協力会員が、同じ会員（市民）としてお互いに助け合っていこうという目的のもと、活動の支援を図っていきます。

- (1) 協力会員の体制確保
- (2) 安全運行への研修の充実

8. おたすけサービスの充実

ひとり暮らし世帯や障がい者等で、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある人にセンター（活動支援員）を派遣し、自立した生活が続けられるよう生活の支援を行います。

- (1) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (2) 活動の連絡調整
- (3) 関係機関との連携強化

9. 生活支援事業の充実（市、受託事業）

介護サービスや制度の谷間への支援等、多様な生活課題に対して、住民参加による生活支援センターが、日常生活に支障がある人の個別の生活ニーズに応え、高齢者の生活を支えることで、生活の質の向上とセンター自身の生きがいづくりや仲間づくりを行います。

- (1) 生活支援センターの登録
- (2) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (3) 活動の連絡調整
- (4) 生活支援センターフォローアップ研修
- (5) 生活支援センター交流会の開催
- (6) 生活支援事業先進地への視察研修
- (7) 関係機関との連携強化

地域福祉課 あんしんセンター担当

1. 福祉あんしんセンターの拡充

高齢や障がいなどにより、適切な判断を行なうことが難しい方に、地域で安心して自立した生活が図れるよう権利擁護の視点にたった支援に努めます。

また、新たに創設される生活困窮者支援事業（家計支援）との連携にも努めていきます。

(1) 福祉あんしんサービスの充実

- ・関係機関との情報共有と連携強化
(権利擁護実務担当者会議の出席)
- ・サービス内容及び体制の見直し

(2) 法人後見事業の活動の研鑽

- ・成年後見制度の更なる充実
- ・権利擁護に対する総合相談体制の整備

(3) 運営審議会の充実

- ・運営審議会機能の充実

2. 相談事業機能の充実

(1) 心配ごと相談

生活課題を抱える人たちのサインを見逃さないようにするため、相談機能の充実に努めます。

- ・身近で気軽な相談窓口としての環境整備

- ・専門相談員（司法書士、行政書士）との相談活動における連携
- ・相談員連絡会での情報共有と相談活動の研鑽

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談事業周知の強化
- ・相談員（産業カウンセラー）との情報交換の確保
- ・相談体制の検討